

# 大学図書館業務【基本編】 利用者サービス

解説 東北学院大学図書館情報課 佐々木 篤  
監修 秋田大学図書館・情報推進課 杉山 禎広

2021/08/26

1

## 本日の内容

### 1、貸出

- (1) 図書館はなぜ資料の貸出が許されているのか
- (2) 貸出できない(しない)資料があるのは何故か

### 2、複写(主にセルフコピー)

- (1) なぜ図書館で資料の複写ができるのか
- (2) 複写はどこまでできるのか

2021/08/26

2

## 貸出

---

### (1) 図書館はなぜ資料の貸出が許されているのか

著作権法「第26条の3」により、貸与権は著作者が専有すると規定されている。

貸与権とは

著作者が自分の著作物を複製したものを公衆に貸出することを許諾する権利

## 貸出

---

### (1) 図書館はなぜ資料の貸出が許されているのか

しかし、著作権法「第38条第4項」の条件を満たす場合は、著作者以外も貸与することができる。

「公表された著作物(映画の著作物を除く。)は、**営利を目的とせず**、かつ、その複製物の貸与を受ける者から**料金を受けない**場合には、その複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により**公衆に提供することができる。**」

図書館に限らず、営利を目的とせず料金を受けなければ誰でも貸出ができる。また逆に、図書館でも条件に当てはまらなければ無許諾の貸出はできない。

## 貸出

---

(2) 貸出できない(しない)資料があるのは何故か

例えば・・

- ア. 視聴覚資料
- イ. 事典
- ウ. 雑誌の最新号

## 貸出

---

ア. 視聴覚資料

著作権法 第38条4項

「公表された著作物(映画の著作物を除く。)は～」

映画とは

視覚的・視聴覚的效果を生じさせる方法で表現されているものと定義。

# 貸出

---

## ア. 視聴覚資料

著作権法「第38条5項」に映像資料の貸出可能な場合について記載があるが、大学図書館は含まれていない。

### 著作権法 第38条5項

「映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設(営利を目的として設置されているものを除く。)で政令で定めるもの及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの(同条第二号に係るものに限り、営利を目的として当該事業を行うものを除く。)は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者(第二十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。)に相当額の補償金を支払わなければならない。」

# 貸出

---

## イ. 事典

法律で貸出が禁止されているわけではない。

### 参考図書の特徴

- ・多くの利用者が頻繁に利用する。
- ・必要な箇所だけを参照する。

## 貸出

---

### ウ. 雑誌の最新号

参考図書と同じく法律で禁止されているわけではない。

ただし、個々の著作物(記事・論文)の全文の複写は法律上できない。

## 複写(主にセルフコピー)

---

### (1)なぜ図書館で資料の複写ができるのか

著作権法「第31条」により著作者の複製権が制限されるから。

著作権法 第31条

「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項及び第三項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その**営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料**(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。」

## 複写(主にセルフコピー)

---

### (2) 複写はどこまでできるのか

著作権法 第31条 続き

「一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。)の複製物を一人につき一部提供する場合」

## 複写(主にセルフコピー)

---

### (2) 複写はどこまでできるのか

定期刊行物とは

終期を定めずに定期的に発行される出版物(いわゆる雑誌)。

発行後相当期間とは

次号が発売される、または発行から3カ月  
(例外あり)

## 複写(主にセルフコピー)

---

### (2) 複写はどこまでできるのか

ア 発行後相当期間経過した定期刊行物の著作物

**全部**

イ 上記以外の著作物

**一部分 = 半分まで**

## 複写(主にセルフコピー)

---

### (2) 複写はどこまでできるのか

権利者団体との取り決めによりセルフコピーには下記の条件がある。

- 1、コピー機は図書館の管理下にあること
- 2、利用者は図書館に申し込みをすること
- 3、図書館は適法な範囲か審査すること
- 4、図書館は申し込み通りにコピーされたかチェックすること